

県本部関係部課長 殿
県下各警察署長

| | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|
| 共 | 00 | 00 | 10 | 40 | 3年 |
|---|----|----|----|----|----|

宮本サ対第458号
令和5年4月26日
サイバーセキュリティ統括官

宮城県警察大学生サイバーボランティア運用要領の制定について（通達）
宮城県警察大学生サイバーボランティアの運用については、「宮城県警察大学生サイバーボランティア運用要領の制定について（通達）」（令和2年5月7日付け宮本サ対第513号）に基づき実施してきたところであるが、引き続き、別添のとおり実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。
なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

宮城県警察大学生サイバーボランティア運用要領

1 目的

宮城県警察大学生サイバーボランティア(以下「ボランティア」という。) 制度の運用について必要な事項を定め、生活安全部サイバー犯罪対策課(以下「サイバー犯罪対策課」という。)が連携し、サイバー空間における県民生活の安全と平穩の確保に資することを目的とする。

2 委嘱及び要件

サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる要件を満たす者について県内に所在する大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。以下同じ。)から推薦を受け、審査の上、ボランティアとして委嘱し、別記様式の「委嘱状」を交付する。

- (1) 宮城県内の大学に在籍している者
- (2) インターネットに関して一定の経験と知識を有し、現にインターネットを利用している者
- (3) サイバー犯罪の防犯活動等に熱意を有し、委嘱期間を通じてボランティア活動を行える者
- (4) 人格及び行動が模範的である者

3 委嘱期間

委嘱期間は、委嘱時から委嘱年度の末日までとする。ただし、在学中は再委嘱を妨げない。

4 ボランティアの活動内容

ボランティアは、次の活動を行うものとする。ただし、(2)、(3)及び(4)の活動については、サイバー犯罪対策課等とともに行う。

- (1) 違法・有害情報等の通報
- (2) サイバー犯罪被害防止等の広報啓発活動
- (3) サイバーセキュリティカレッジ等の支援活動
- (4) その他サイバー犯罪対策上必要な活動

5 通報要領

ボランティアは、前記4-(1)に掲げる違法・有害情報等を発見した場合には、サイバー犯罪対策課に対し、速やかに電子メール等で通報すること。ただし、地域性が不明又は宮城県外の違法・有害情報については、インターネット・ホットラインセンターに対して通報した上、サイバー犯罪対策課に通報した旨を報告すること。

6 ボランティアの遵守事項

- (1) 委嘱期間中及びその後においても、活動に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 個人のプライバシーに関する情報やメールアドレス等の取扱いに慎重を期し、その秘匿については十分配慮しなければならない。
- (3) 協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されているものではない。

いことを認識し、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵害してはならない。

7 解嘱

サイバーセキュリティ統括官は、ボランティアが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) ボランティアから解嘱の申出があったとき。
- (2) 大学を卒業または中退したとき。
- (3) ボランティアとして相応しくない非行があったとき。
- (4) その他ボランティアに適さない事由があると認められるとき。

8 運用上の留意事項

- (1) 生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）は、ボランティアの学業等を考慮し、その運用に当たっては過度の負担を強いることがないように配慮すること。
- (2) サイバー犯罪対策課長は、ボランティアが積極的に活動できるよう情報提供を行うなど、ボランティアと緊密な連携の保持に努めること。

9 通報の処理

ボランティアからの通報を受けた時は、サイバー犯罪対策課において通報内容を精査し、当該情報に関する事案を主管する所属長に通知するものとする。

10 事務

ボランティアの運用に関する事務は、サイバー犯罪対策課において処理する。